

安全保障貿易管理上の留意事項

軍事転用可能な技術や貨物が世界の平和や安全を脅かすテロ組織や国家の手に渡らないよう安全保障上の措置を講じて頂く必要があります。

1. 日本政府による規制に対する対応

以下のいずれの場合であっても、寄附講座（インターンシップを実施する場合はこれも含みます。）における指導の対象となる技術及び講座実施のために調達する設備・機器・物品等の貨物について、**日本政府が規制する技術や貨物に該当しないか**、次頁以降をご参照の上、必ずご確認下さい。

日本政府が規制する技術や貨物に該当する場合は、寄附講座実施開始までに日本の経済産業大臣の許可を取得して頂く必要がありますので、早めにご確認下さい。

- a. 申請法人が日本企業の場合
- b. 申請法人が日本企業の在外支店や在外連絡代表事務所の場合
- c. 申請法人が日本以外の国の法人格を有する日系企業の場合

なお、上記のb及びcについては、当該寄附講座における指導の対象となる技術や指導のために使用する設備・機器・物品が、日本政府の規制対象に該当するものであった場合、それらが日本法人から提供を受けているものであれば、その提供を受けた際に既に日本の経済産業大臣の許可を取得済みと考えられますが、寄附講座として日本以外の大学等の学生に対する技術指導等が、その許可の条件や誓約内容と合致しない恐れもありますので、その当時の許可条件や誓約書をご用意の上、下記へお問い合わせ下さい。

【確認先】

経済産業省 貿易経済協力局 安全保障貿易管理課

TEL: +81-(0)3-3501-2801

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>

または

一般財団法人 安全保障貿易情報センター（CISTEC）

TEL: +81-(0)3-3593-1148（相談は内容によって有料）

<http://www.cistec.or.jp>

2. 申請法人所在国政府による規制に対する対応

日本以外の申請法人の所在国においても、国外の個人（学生）や機関（大学等）に対して技術・情報や製品・物品を提供する事について、何らかの規制がある場合も考えられます。所在国の規制の対象に該当するか否かについても、事前にご確認下さい。

日本の安全保障貿易管理制度に基づく役務許可該非判定について

安全保障の観点から、外国の機関(大学等)や個人(海外の大学で学ぶ学生やインターン生)に対する技術・情報の提供に際し、事前に経済産業大臣の許可が必要な場合があります。これは、提供される技術・情報が核兵器をはじめとする兵器などの開発、設計、製造、使用や貯蔵に用いられる恐れがあるかどうかを見定めるためです。寄附講座を行う際に使用する装置・機器・物品や、受講生に提供する技術・情報が規制の対象に該当するかどうか確認して下さい。

※1 リスト規制とは

規制貨物及び技術は、「外国為替及び外国貿易法」第48条第1項(貨物の輸出)および第25条第1項(役務の提供)の規定に基づき、「輸出貿易管理令」(以下「輸出令」という。)別表第1の1の項から15の項までに「規制される貨物」が、「外国為替令」(以下「外為令」という)別表の1の項から15の項までに「規制される技術」が、それぞれ定められています。

規制される技術は、主に規制される貨物の設計、製造又は使用に係るものであり、資料、ソフトウェア又は技術データの提供、技術者等の派遣又は学生や研修生等の受入れなどを通じた技術指導等が対象となっています。但し、貨物(装置・機器・物品等)はリスト規制に該当しなくても、提供する技術自体はリスト規制に該当する恐れもあります。外為令において技術単独で規制されているものもありますのでご注意ください。

品目(リスト)が「輸出令別表1」及び「外為令別表」に、仕様(スペック)が「輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表」の規定に基づき貨物又は技術を定める省令(以下「貨物等省令」という)に規定されていますので、リスト規制について調べる場合は、これらに貨物や技術が該当するかチェックします。

なお、規制対象となるリストの変更が、通常で年1回発生することから、最新のリストに基づいて該非判定を行う必要があります。

確認の手掛かりとして、経済産業省の安全保障貿易管理ホームページに公表されている「貨物・技術の合体マトリックス表」(https://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html)を活用することもできます。

※2 「外国為替令・別表」とは

許可が必要となる技術・情報の提供範囲は、「外国為替令」の「別表」に列記されています。この「別表」は、技術ごとに1の項から15の項までにそれぞれ示されている「リスト規制」と、対応する貨物の品目ごとの仕様を定めずに用途により規制する「キャッチオール規制」(16の項)の2種類から構成されています。

※3 「輸出貿易管理令・別表第1」とは

許可が必要となる貨物の範囲は「輸出貿易管理令」の「別表第1」に列記されています。この「別表第1」は、品目ごとに1の項から15の項までにそれぞれ示されている「リスト規制」と、品目ごとの仕様を定めずに用途により規制する「キャッチオール規制」(16の項)の2種類から構成されています。

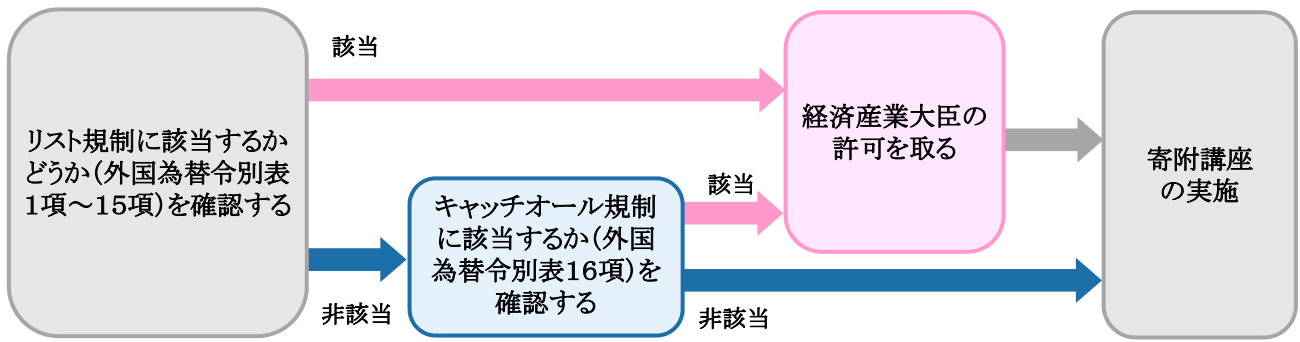
※4 「貨物等省令」とは

輸出貿易管理令に対応する事項は「貨物等省令」の第1条から14条、外国為替令に対応する事項は「貨物等省令」の第15条から27条を参照してください。輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表については、そのほとんどが「経済産業省令で定める仕様のもの」「経済産業省令で定めるもの」等の適用範囲を限定する記述になっている為、関連項目の性能や仕様について、「貨物等省令」にて確認して下さい。

※5 「キャッチオール規制」とは

「輸出貿易管理令別表第1」、「外国為替令別表」のそれぞれ1の項～15の項の対象となっている貨物の輸出や技術の提供以外の場合でも、事前に許可を得ておくことが必要な場合があります。これは、リスト規制の対象以外のものでも大量破壊兵器の開発等のために用いられるおそれを見定めるためのものです。これを「キャッチオール規制」と呼びます。(輸出貿易管理令別表第1、外国為替令別表のそれぞれ16の項)

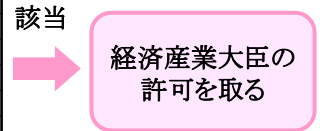
(1) 該非判定の大きな流れ



(2) リスト規制該非を確認する(外国為替令別表1項～15項)

具体的な技術の該非確認と最新情報は、経済産業省の貨物・技術のマトリクス表でご確認ください。
https://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html

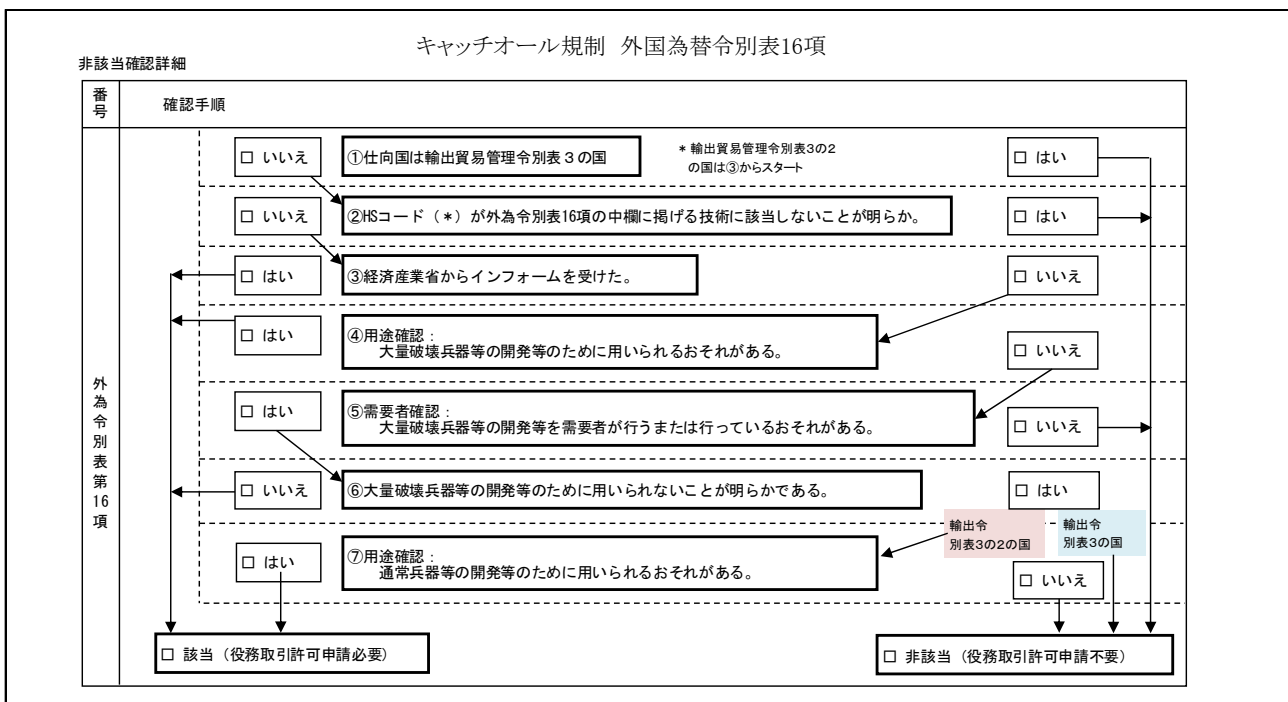
規制技術、品目	外国為替令別表	輸出貿易管理令別表第一	貨物等省令(*)条項番号	
			外国為替令対応部分	輸出貿易管理令対応部分
武器	1	1	—	—
原子力	2	2	第15条	第1条
化学兵器	3	3	第15条の2	第2条
生物兵器	3の2	3の2	第15条の3	第2条の2
ミサイル	4	4	第16条	第3条
先端素材	5	5	第17条	第4条
材料加工	6	6	第18条	第5条
エレクトロニクス	7	7	第19条	第6条
電子計算機	8	8	第20条	第7条
通信	9	9	第21条	第8条
センサ	10	10	第22条	第9条
航法装置	11	11	第23条	第10条
海洋関連	12	12	第24条	第11条
推進装置	13	13	第25条	第12条
その他	14	14	第26条	第13条
機微品目	15	15	第27条	第14条



*「輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令」

非該当 ↓ 上記別表1～15項に非該当、対象外であった技術に関してキャッチオール規制を確認。
 (食料品、木材等を除く原則全品目を対象)

(3) キャッチオール規制該非を確認する



*「HSコード」は、「商品の名称及び分類についての統一システム(Harmonized Commodity Description and Coding System)に関する国際条約(HS条約)」に基づいて定められたコード番号です。
<https://www.ietro.go.jp/world/qa/04A-010701.html>